

社会保険庁の組織・業務等について

1 . 社会保険庁の概況について	1
2 . 国民年金の適用・徴収業務について	6
3 . 厚生年金の適用・徴収業務について	13
4 . 年金の裁定及び支払業務について	21
5 . 年金相談体制の概要について	22
6 . サービススタンダードについて	23
7 . 年金記録問題について	25

平成 2 0 年 1 1 月
社 会 保 険 庁

社会保険庁が実施する事業の概要

○ 年金保険事業

・ 厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

・ 国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

○ 船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

（注）日本年金機構の設立後は、職務上疾病、年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合し、職務外疾病部門及び船員保険独自給付部門は、全国健康保険協会に移管される（適用・徴収業務は日本年金機構において行う。）。

※ 政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の公的医療保険制度の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

（注）平成20年10月からは、全国健康保険協会に業務が移管された（適用・徴収業務は社会保険庁（日本年金機構設立後は同機構）において行う。）。

社会保険庁の事業の規模

(平成19年度)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
厚生年金	3,500万人	172万か所	22兆円	22兆円
国民年金	3,100万人	—	2兆円	16兆円
政管健保・船員保険	3,600万人	159万か所	7兆円	4兆円

(注1) 「加入者数」及び「事業所数」については、平成19年度末現在。

(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

(注3) 国民年金（基礎年金）の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

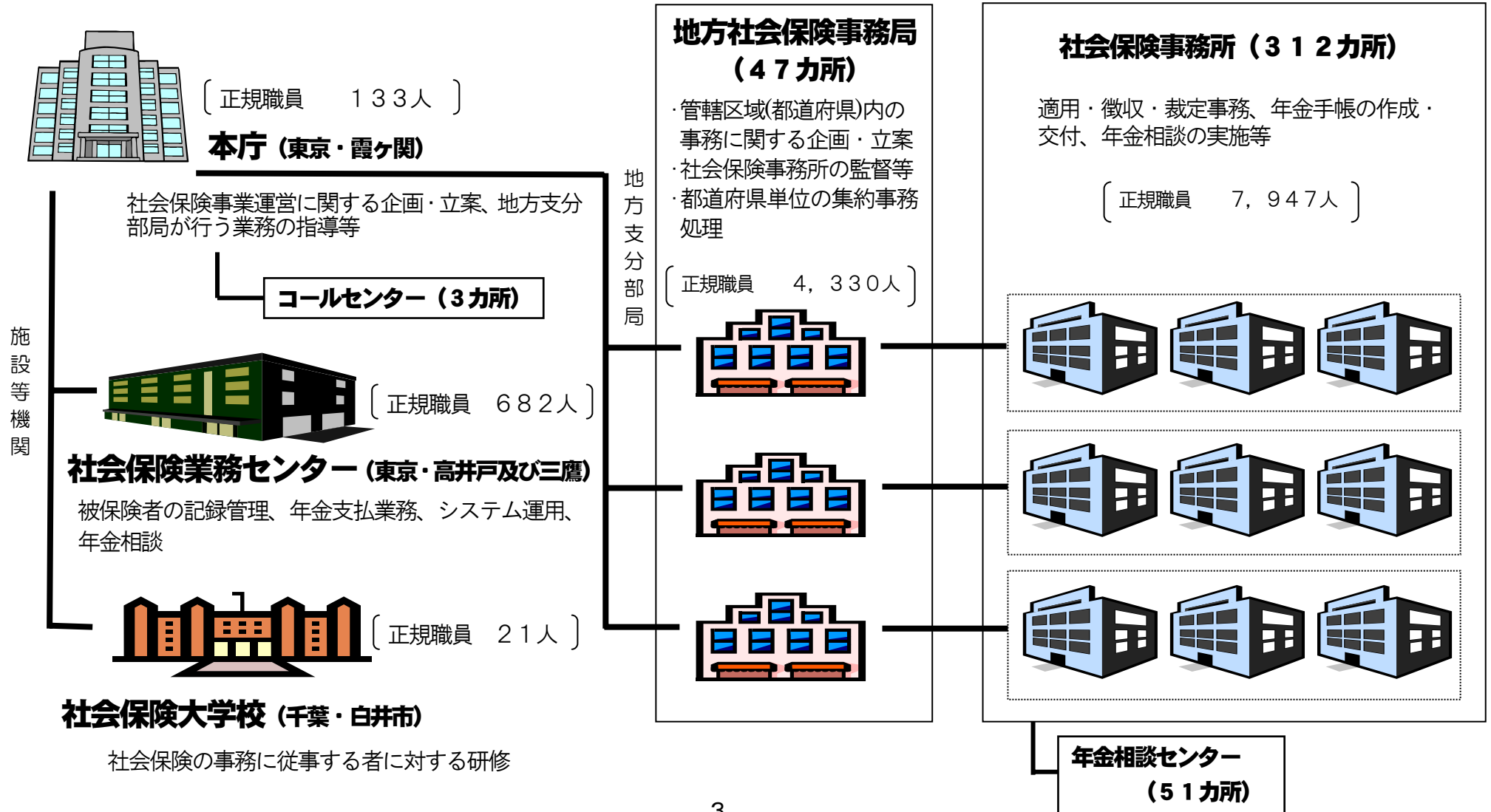
(注4) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

(注5) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

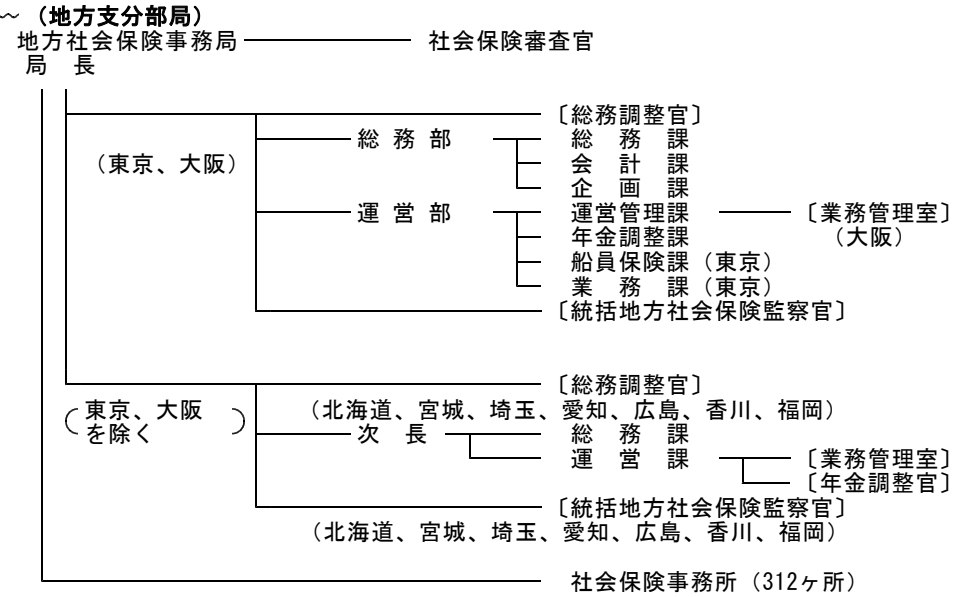
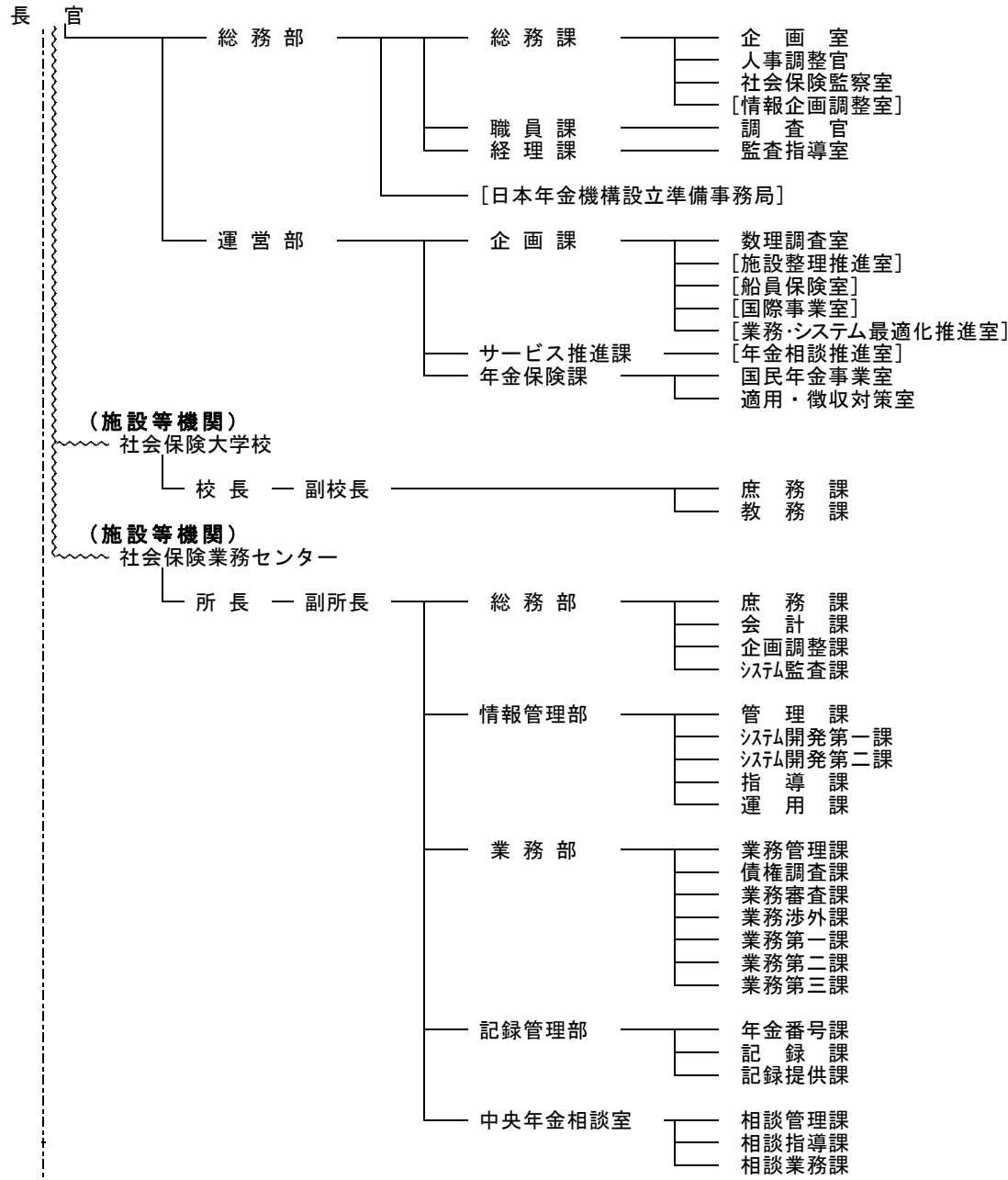
社会保険庁の組織及び人員の基本的事項

○ 平成20年度における社会保険庁の職員数は、20,869人。(正規職員13,113人)

*職員数は、全国健康保険協会及び国(医療指導・年金)への移管分を除く。

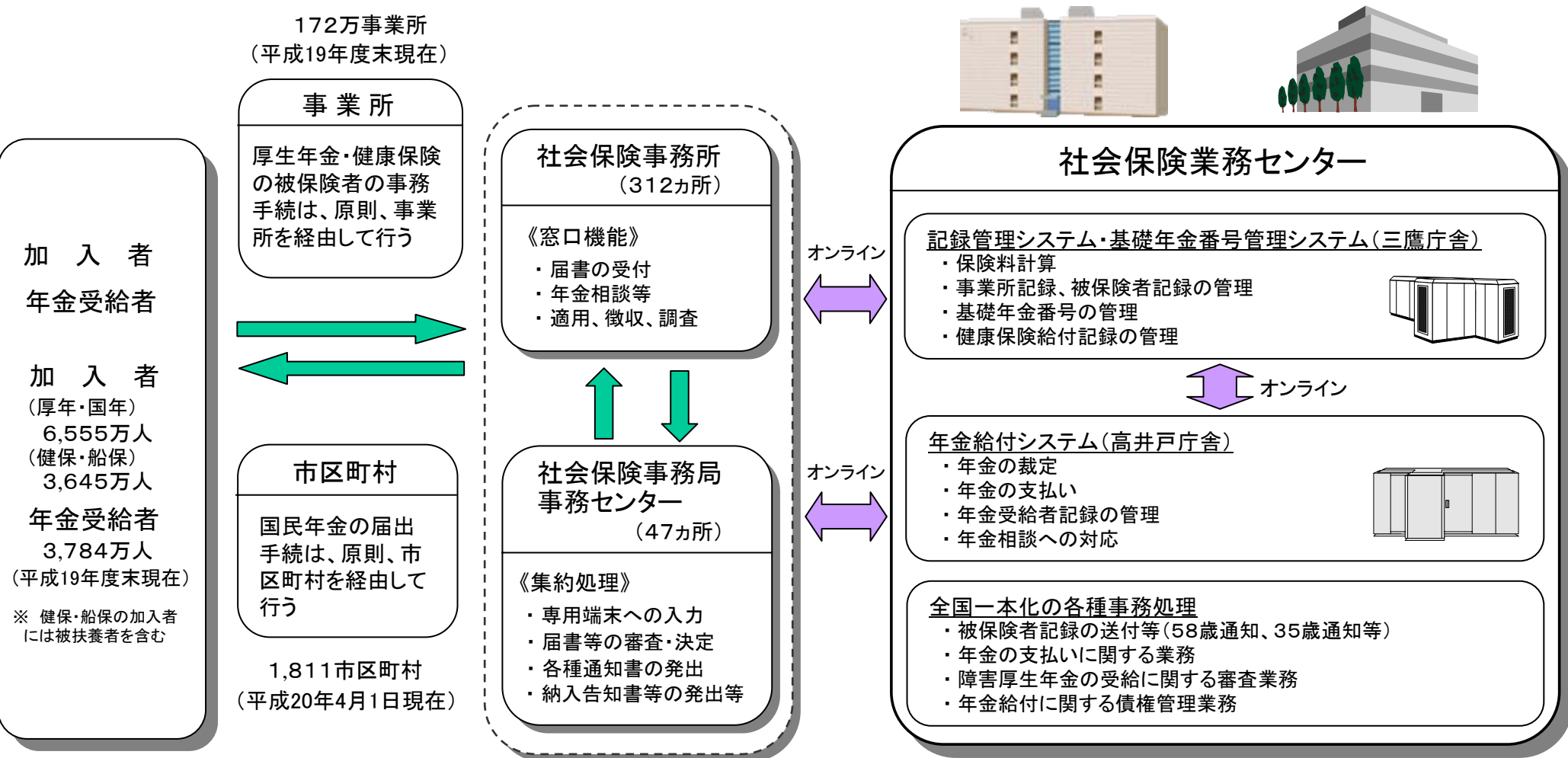


社会保険庁組織図（平成20年10月1日現在）



社会保険業務の実施体制の概要

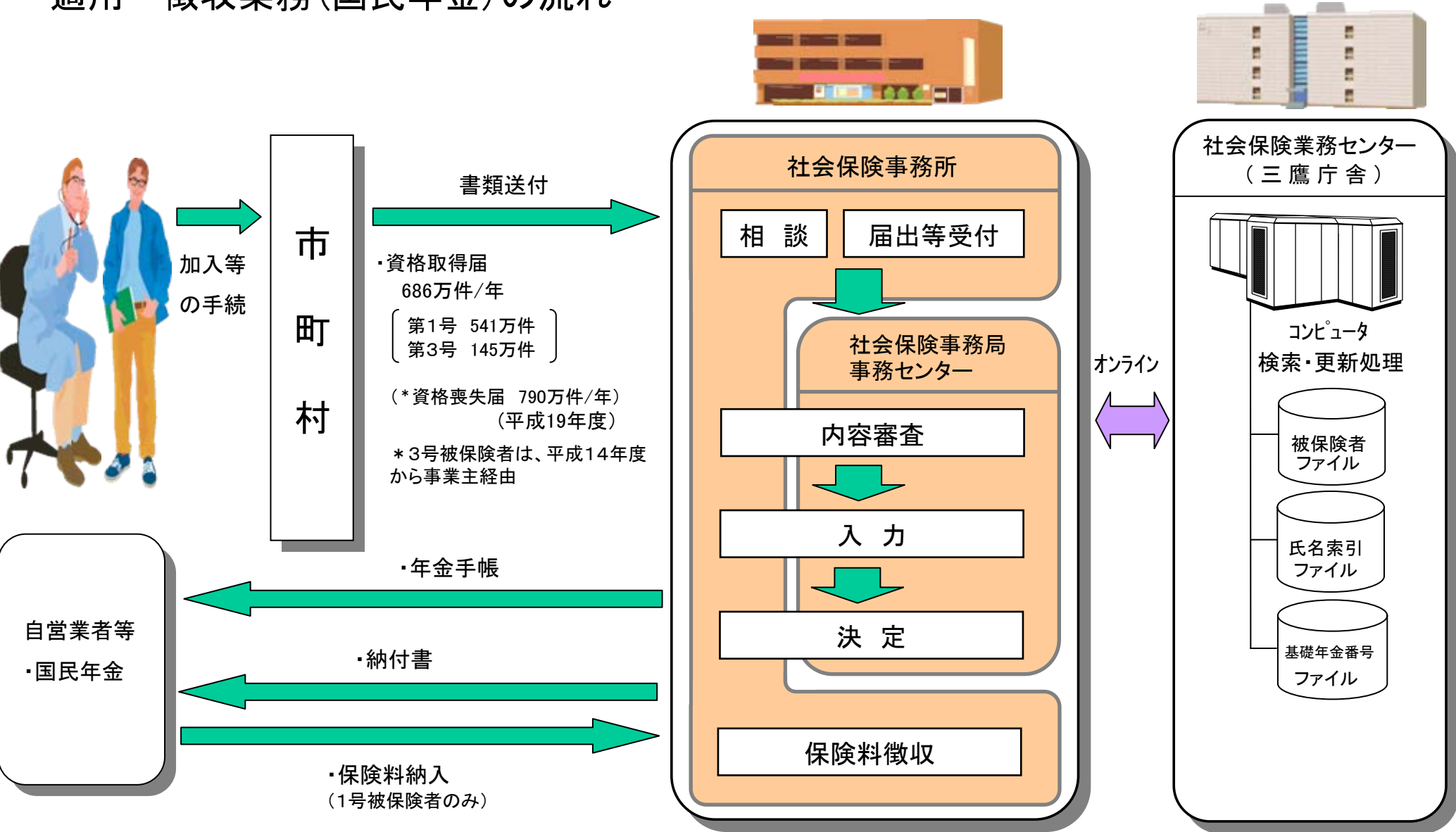
社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであり、社会保険事務局によっては、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

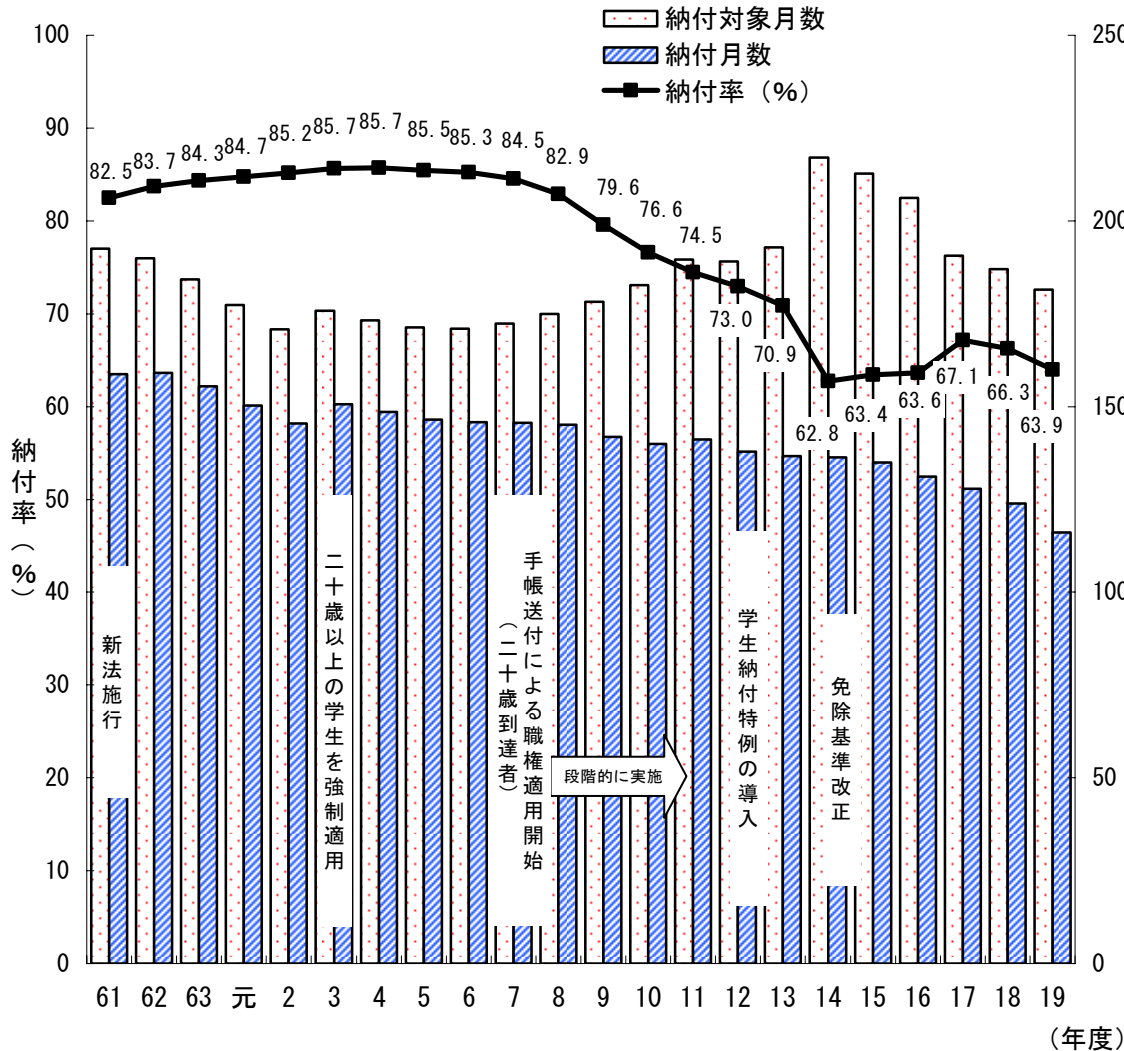
(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、順次実施することとしている。

適用・徴収業務(国民年金)の流れ



(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所でやっている。

国民年金保険料の納付状況



平成19年度の納付率は、63.9%

(対前年度比△2.3ポイント)

$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

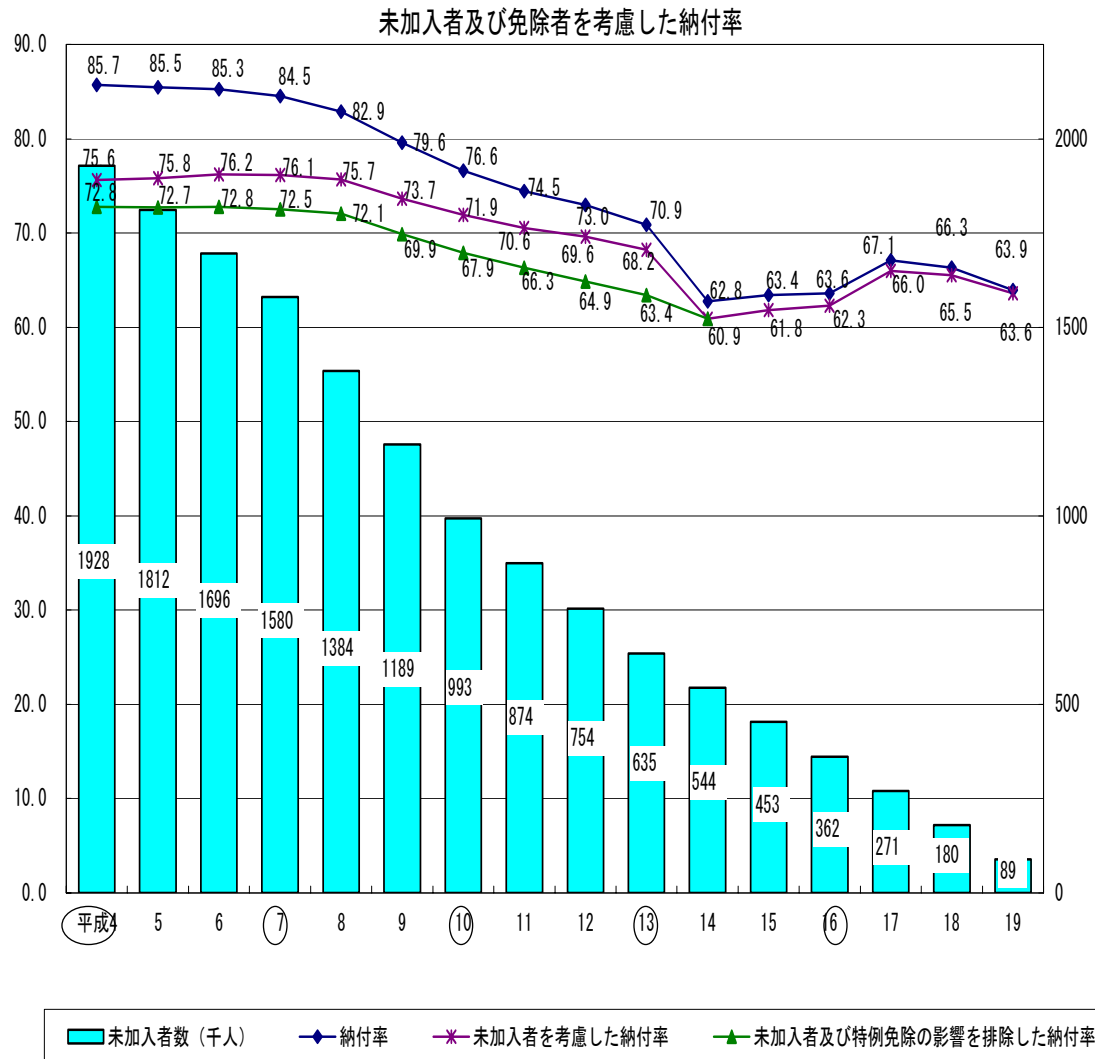
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%		
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%	
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%
18年度分保険料				66.3%	69.0%
19年度分保険料					63.9%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付（目標納付率）

	16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
	65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続きを行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続きを行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

注：平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)

(口座振替率)

17年度末	18年度末	19年度末
40%	→ 40%	→ 40%
660万人	642万人	599万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)

(利用状況)

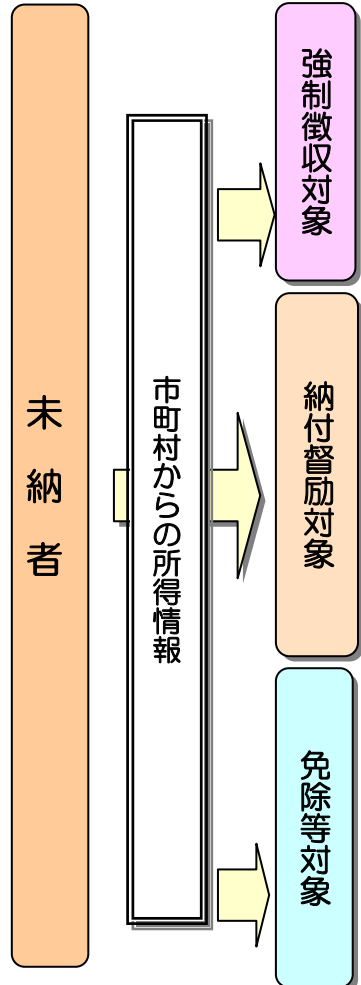
17年度	18年度	19年度
589万件	→ 749万件	→ 874万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)

(利用状況)

17年度	18年度	19年度
14万件	→ 24万件	→ 31万件
- クレジットカード納付の導入 (H20.2~)

(クレジットカード納付率)

19年度
2万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)



強制徴収の実施

不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度	19年度
最終催告状	172,440件	310,551件	40,727件
納付等	43,459件	102,335件	38,760件
財産差押	3,048件	11,910件	11,387件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
・納付等、財産差押え件数は、平成20年3月末現在

度重なる督促にも応じない

質の向上・効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

納付督促の実施

- 催告状（手紙）**

H17年度	3,418万件
H18年度	1,863万件
H19年度	823万件
- 電話**

H17年度	823万件
H18年度	545万件
H19年度	393万件
- 戸別訪問（面談）**

H17年度	1,774万件
H18年度	1,627万件
H19年度	1,432万件
- 集合徴収（呼出）**

H17年度	1,952万件
H18年度	1,143万件
H19年度	290万件

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例（学生の間は保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ）を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化（継続意思確認H17.7~/手続きの簡素化H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)

- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

督促件数	H17年度	19万件
	H18年度	255万件
	H19年度	621万件

17' 5ヶ所 → 18' 35ヶ所 → 19' 95ヶ所

事業主との連携	国民健康保険（市町村）との連携	社会保険制度内の連携
事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)	未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)	保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

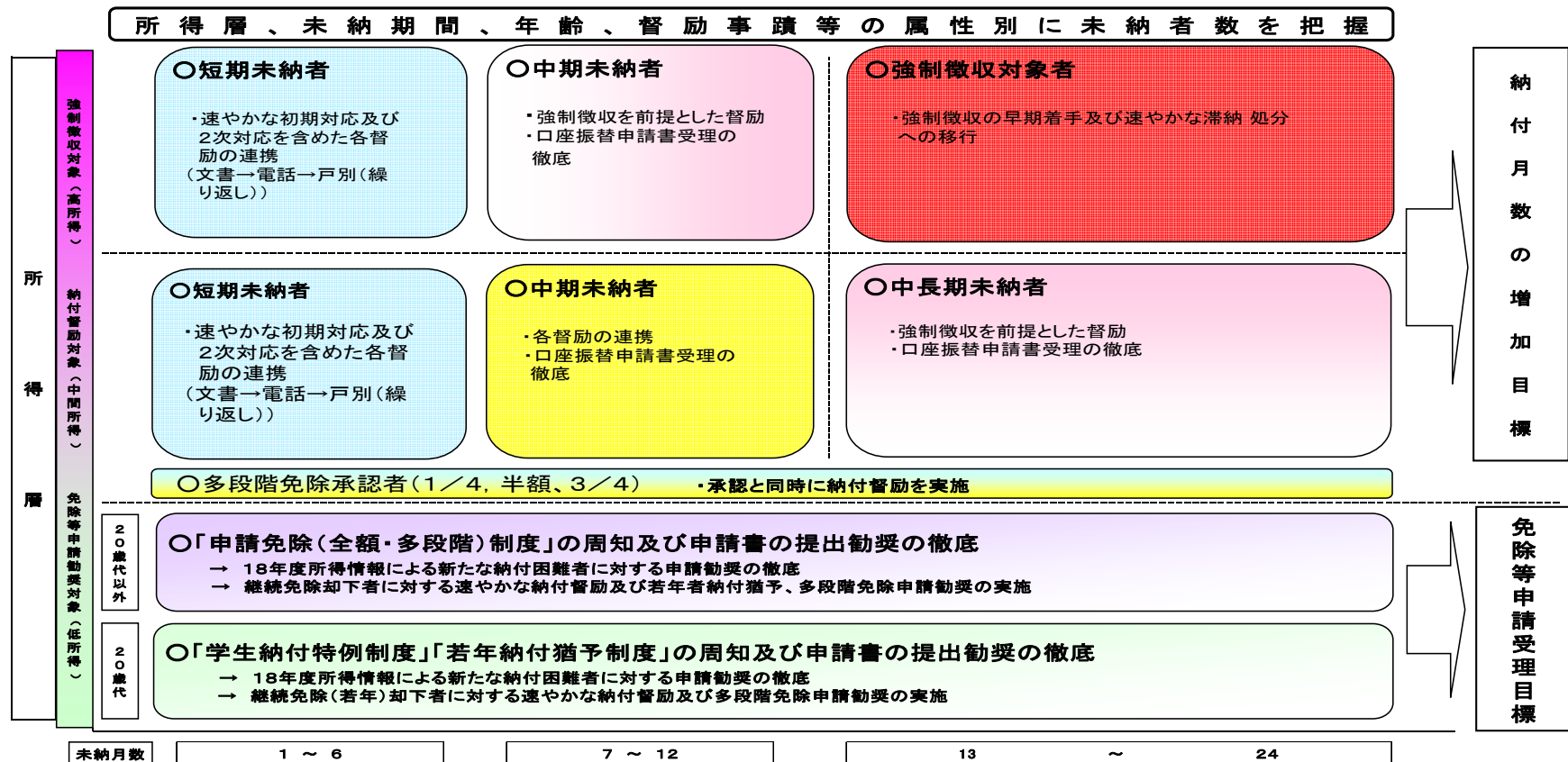
広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 ○学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進 ○ねんきん特別便等、きめ細かい情報・サービスの提供

平成19年度行動計画における取組

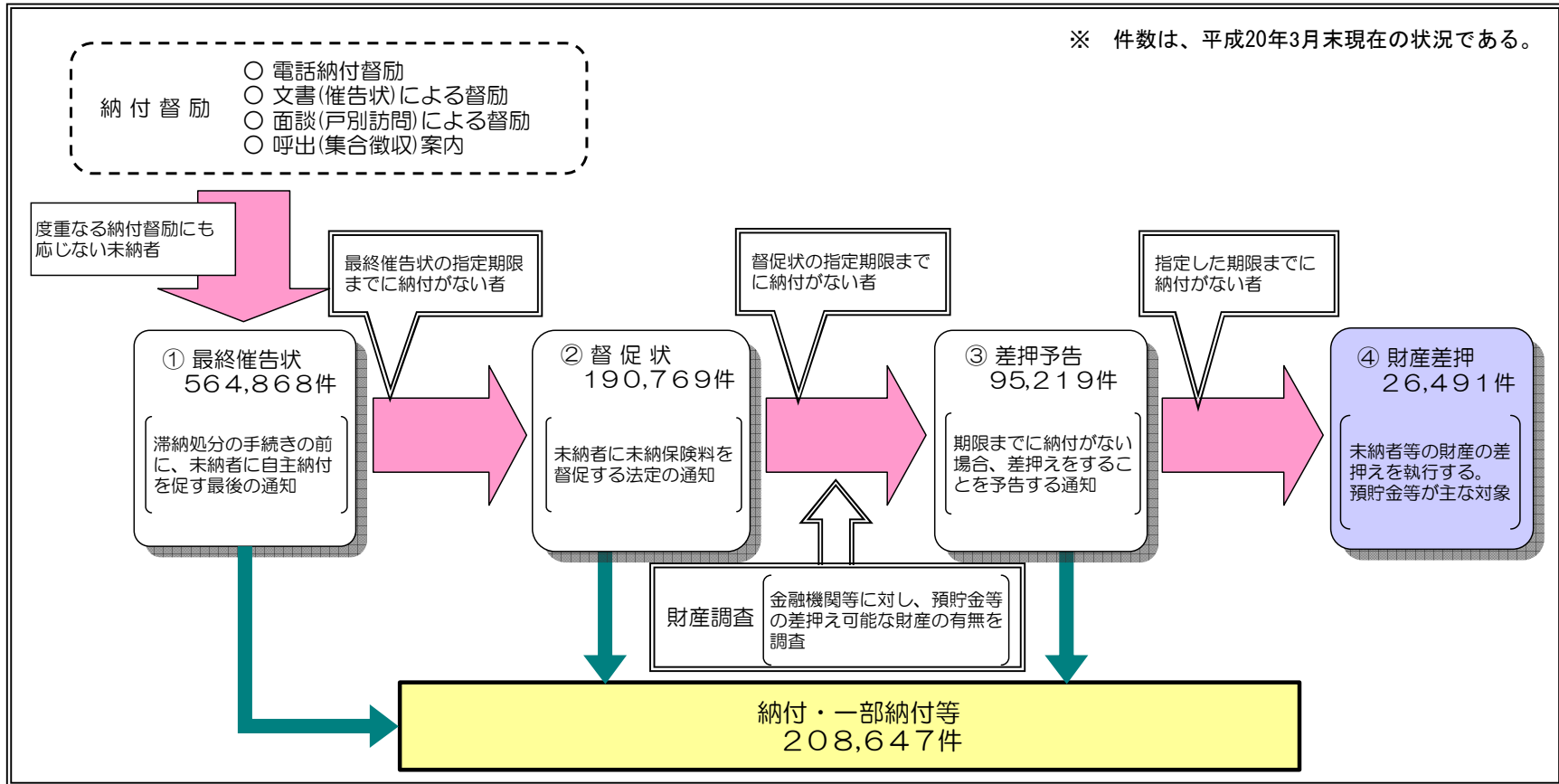
- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。(概念図参照)

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



強制徴収の充実・強化

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、強制徴収の着手を推進している。
- 平成18年度までは、最終催告状の発行を目標としてきたが、平成19年度は、最終催告状から財産差押えまでに至るプロセスを確実にかつ速やかに実施することにより、強制徴収1件当たりの収納月数の増加を目指した取組を推進している。



(実施状況：平成20年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分	平成19年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件	40,727 件
督促件数	418 件	4,724 件	57,470 件	119,177 件	8,980 件
差押件数	50 件	744 件	10,997 件	13,970 件	730 件

強制徴収の取組み（イメージ図）

平成19年度以前分

強制徴収対象未納者

所得金額
が200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状
最終催告対象者
の50%以上

差押予告

財産調査

差押え

督促対象者の
20%

平成20年度

目標

強制徴収対象未納者

所得金額
が200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状
最終催告対象者
の50%以上

差押予告

財産調査

差押え

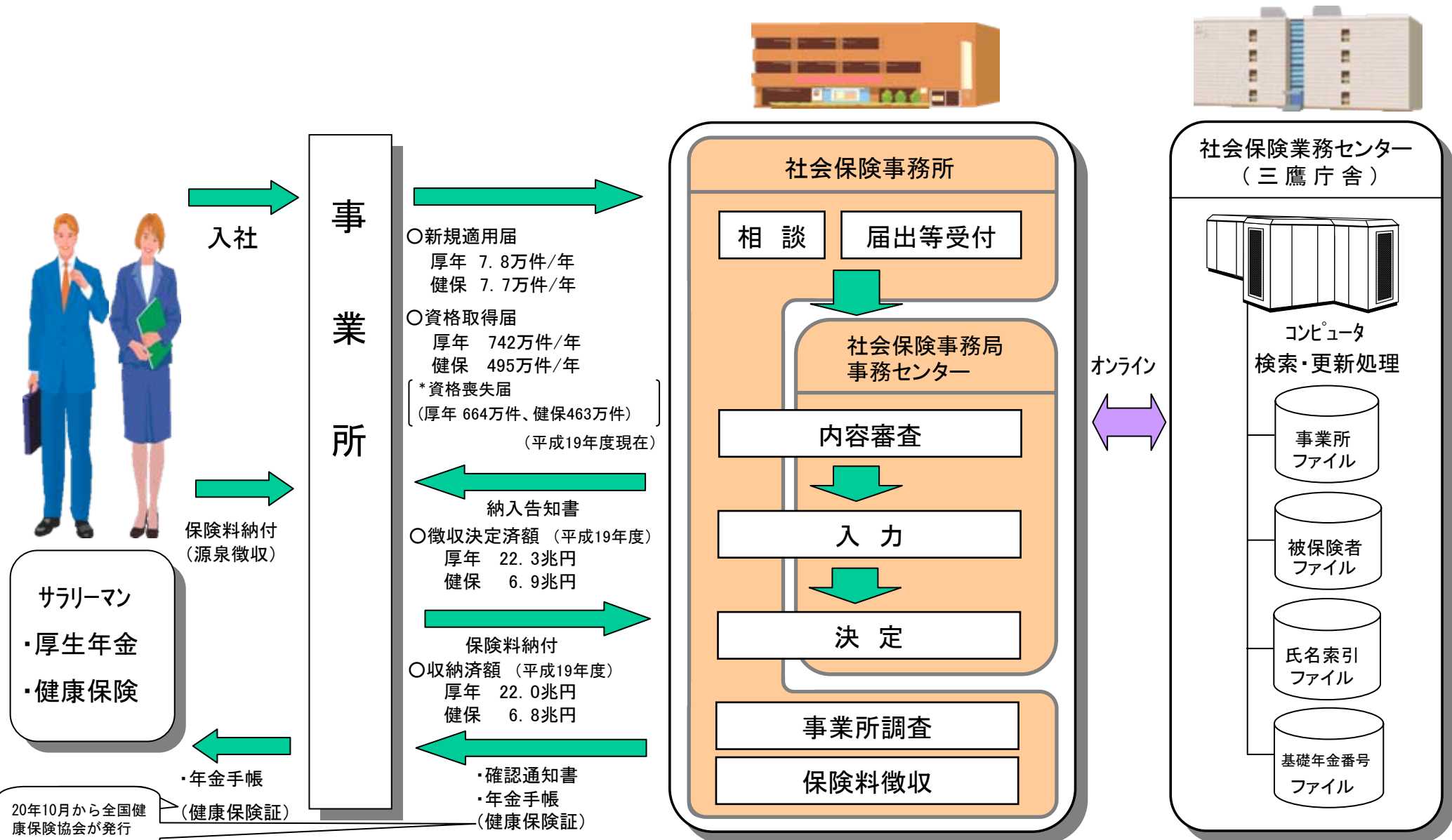
督促対象者の
20%

強制徴収取組件数（35万件）

* 強制徴収の取組
件数については、
60万件を目標と
してきたところ
であるが、本年度は
年金記録関係の業
務を考慮し35万
件としている。

（継続した取組）

適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ

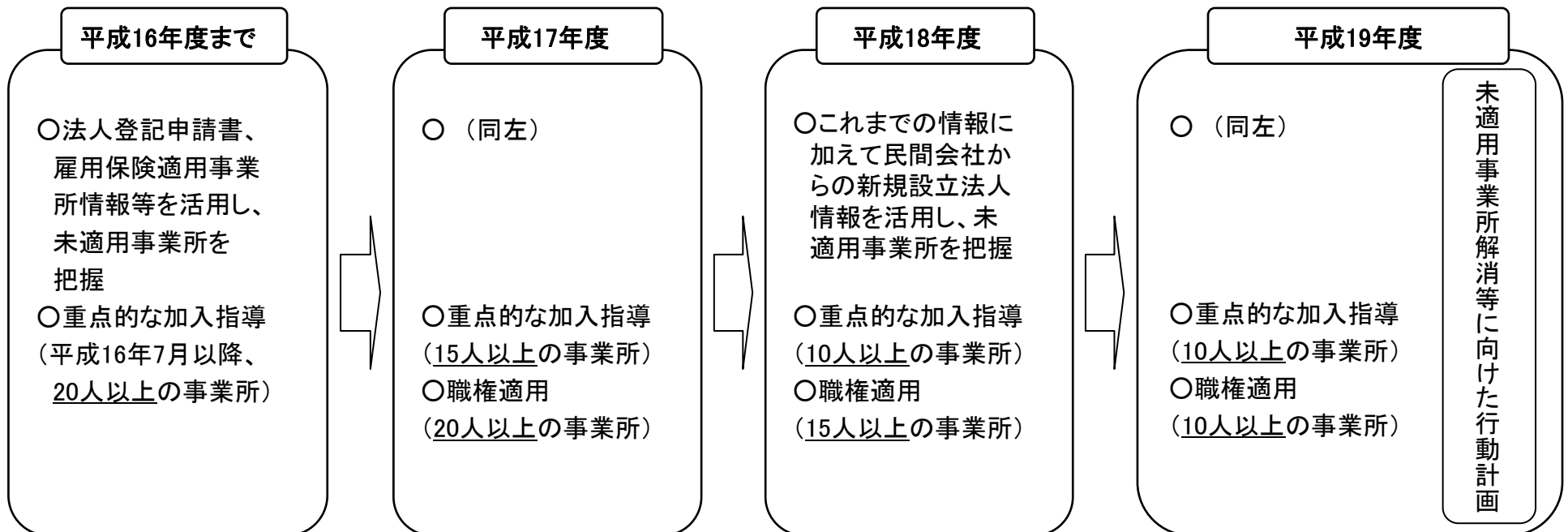


(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

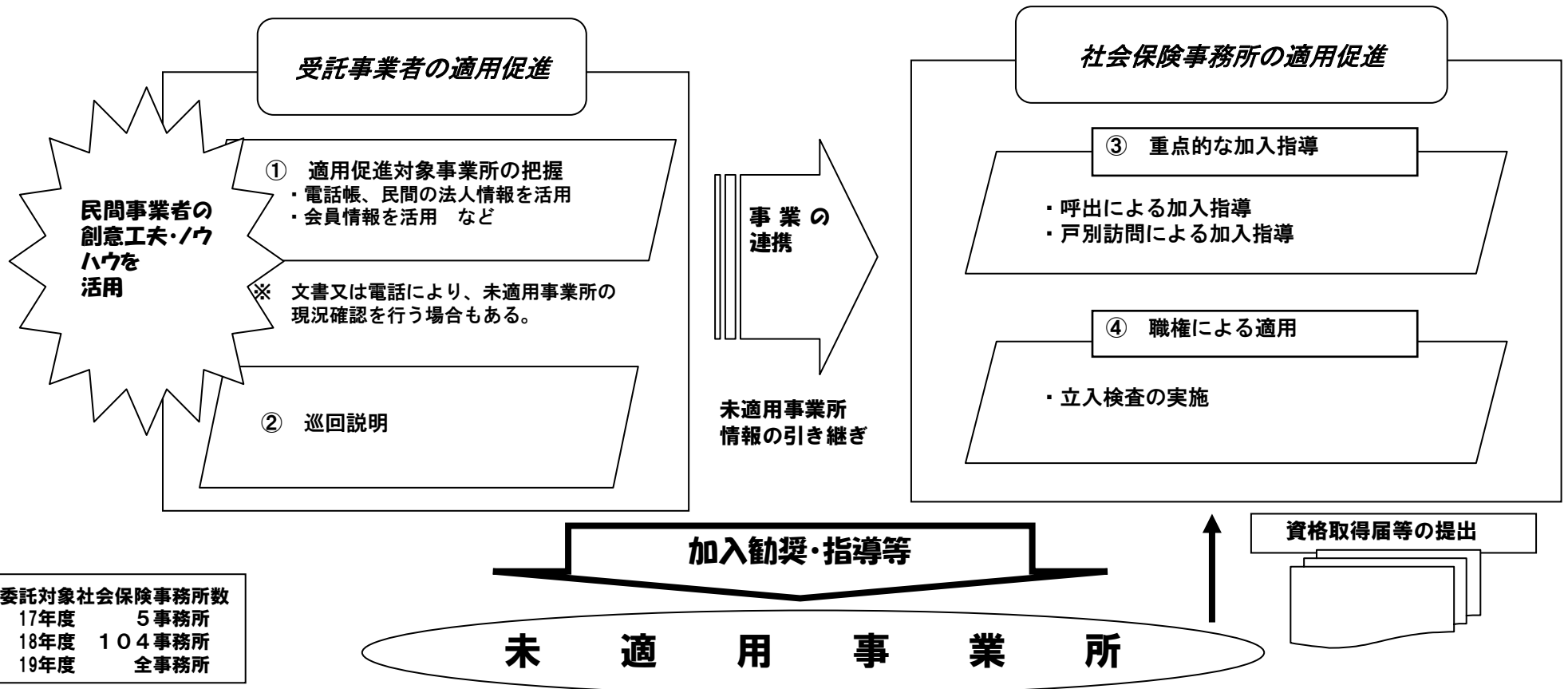
厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。



- 未適用事業所把握・加入勧奨業務について、平成17、18年度の市場化テストモデル事業の経験も生かしつつ、平成19年度より全ての社会保険事務所において民間委託を実施。
- 社会保険事務所においては、重点的な加入指導、職権適用の強化により力を入れて取り組む。



② 適用事業所に対する適正な適用の指導等

- 適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施してきている。
- 平成16年度以降、事業所調査の重点業種の指定、調査目標の設定など、取組みを順次強化してきている。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

事業主に対する指導

- 新規適用事業所に対する説明会での指導
- 届書提出時の事務説明会での指導
- パンフレット等を活用した周知



事業所調査の実施

- ①事業所調査を特定業種（派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）に重点化【16年度～】
- ②事業所調査の数値目標（毎年度全適用事業所の4分の1以上）の設定【17年度～】
- ③短時間労働者等について事業所調査の結果を対策に反映【18年度～】
- ④都道府県労働局との連携による重点的な調査の実施【19年度～】

社会保険の適用基準

○ 強制適用事業所は、

- ① 法人事業所で常時従業員を使用するもの
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- その他の事業所は、任意適用事業所

(注) 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、強制適用事業所とされているのに対し、飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、任意適用事業所とされているところ。

○ 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者

○ 常用的使用関係の有無は、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して認定

(注) 適用除外：下記のいずれかに該当する者は被保険者から除外している。

- ① 臨時に1ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
- ② 臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人
- ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人
- ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

平成19年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

○ **適用した事業所数** **6,199 事業所**
 (うち職権適用 73 事業所)

○ **適用した被保険者数** **13,470 人**
 (うち職権適用 483 人)

未適用事業所数
(平成19年度末)

100,470 事業所
(前年度末未適用事業所
数 97,427 事業所)

2 適用事業所の事業所調査

○ **適用した被保険者数** **29,555 人**
 (前年度 62,122 人)

〔資格関係事業所調査件数〕

○ **調査件数** **206,652 事業所**
 (※適用事業所数に占める割合 12.78%)

厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料徴収対策

① 保険料の徴収状況

○ 厚生年金・政管健保の収納率は、おおむね97～98%程度となっている。

(単位:億円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
厚生年金	徴収決定済額	196,471	198,022	203,577	212,612	222,672
	収納済額	192,425	194,537	200,584	209,834	219,690
	保険料収納率	97.9%	98.2 %	98.5 %	98.7 %	98.7 %
政管健保	徴収決定済額	65,529	66,220	67,090	67,752	69,251
	収納済額	63,741	64,619	65,676	66,403	67,759
	保険料収納率	97.3 %	97.6 %	97.9 %	98.0 %	97.8 %

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合

(参考) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料について

○ 厚生年金保険料・政府管掌健康保険料は、被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額、標準賞与額に下記の保険料率を乗じて計算

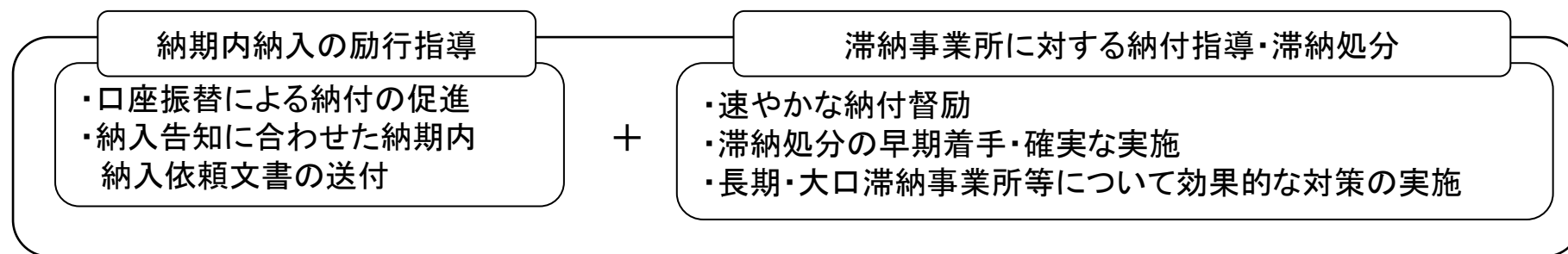
※ 保険料率(20.9現在)

政府管掌健康保険料率 8.2%、厚生年金保険料率 15.350%

○ 保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、事業主がまとめて社会保険事務所へ納付

② 保険料の徴収対策

- 厚生年金・政管健保の保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等に取り組んでいる。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組を推進。



[参考データ]

①口座振替実施率の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口座振替実施率	83.6%	84.3%	84.2%	84.0%	83.5%

②滞納事業所数の推移

	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末	平成20年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	127,442	113,777	105,545	108,070	123,655

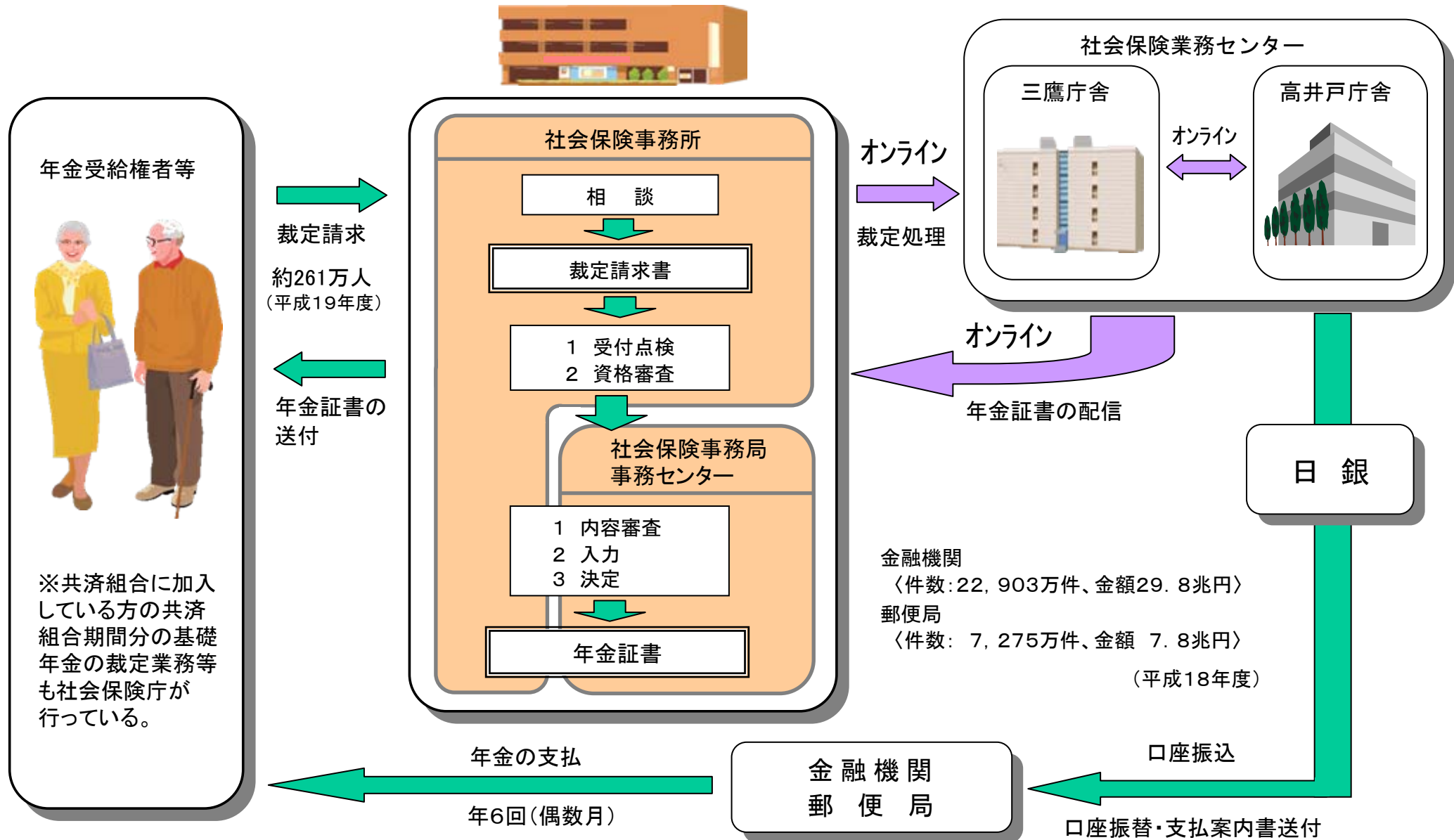
(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

③差押え事業所数の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
差押え事業所数 (単位:所)	(17,630)	(17,223)	13,631	15,613	12,879

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

年金の裁定及び支払業務の流れ



(注) 裁定に係る審査等については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

年金相談体制について

平成19年度 年金相談件数 21,024,911件

来訪相談 10,777,115件
出張相談 422,406件
電話相談 9,673,955件
文書相談 151,435件

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金受給額
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

社会保険業務センター

インターネットによる照会

社会保険庁ホームページ

年金見込額簡易試算
HPアクセス件数 1,994,190件

年金見込額試算申込 186,376件

個人認証による年金個人情報の提供
見込額試算 410件
年金加入記録 298件

年金個人情報提供サービス
(ユーザID・パスワード方式)
IDパスワード発行件数 1,250,265件

年金に関する情報及び届書の入手

社会保険オンラインシステム

年金給付
DB

記録管理
DB

オンライン

年金受給権者・被保険者等

年金受給権者、被保険者等



インターネット

社会保険事務所(312か所)

来訪相談 9,447,282件
出張相談 422,406件 (12,597回)
電話相談 3,950,240件
文書相談 110,018件

年金相談センター(51か所)

来訪相談 1,315,062件
電話相談 81,836件
文書相談 850件

ねんきん特別便専用ダイヤル

(0570-058-555)

電話相談 6,741,388件
(平成19年12月17日～平成20年9月30日)
* 名寄せ記録確認・特別便の回答の記載方法の案内等

中央年金相談室

・第1コールセンター(大森)

ねんきんダイヤル(0570-05-1165)・・・

・高井戸庁舎

来訪相談 14,771件
文書相談 40,567件

第2コールセンター(福岡)

(平成20年3月1日～)

平成20年4月1日時点で8か所設置していた電話相談センターについては、コールセンターへの集約化に伴い9月末までに廃止した

第3コールセンター(仙台)

(平成20年8月1日～)

電話相談 3,616,198件

サービススタンダードについて

1. 趣 旨

お客様の視点に立ったサービスの品質向上を図る上で、お客様が各種のサービスを受けるまでに要する期間をその内容に応じて予め明確にし、サービスに対するお客様の安心感や信頼感を醸成することは重要と考えています。

このため、平成17年度より、各種サービスについて、お客様が申請（請求）されてから決定通知書等が届くまでの期間の必達目標として「サービススタンダード」を設定し、これをお客様に情報提供することにより、サービス水準の向上を図ることとしています。

2. 実施内容

サービススタンダードは、全てのサービスのうち、医療保険の現金給付^(注)や年金保険の給付といった、お客様から迅速に実施することが特に求められ、問い合わせなどが多いサービスについて所要日数を定めたものです。

(注) 平成20年10月からは全国健康保険協会で実施

(1) 年金給付関係

給 付 種 別	所 要 日 数
老齢基礎年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)
老齢厚生年金	
遺族基礎年金	
遺族厚生年金	
障害基礎年金	3か月以内
障害厚生年金	3か月半以内

(所要日数…裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの日数)

(2) 健康保険給付関係

給 付 種 別	所 要 日 数
傷病手当金	3週間以内
出産手当金	
出産育児一時金	
家族出産育児一時金	
埋葬料(費)	
家族埋葬料	

(所要日数…請求書を受理してから、支給決定通知書が請求者に届くまでの日数)

3. 平成19年度の達成状況

(1) 年金給付関係

年金給付関係にかかる平成19年度のサービススタンダードの達成状況は、加入期間の再確認を要する場合は、障害厚生年金を除き80%以上の達成率となっておりますが、加入期間の再確認を要しない場合は、40%から60%前半となっております。

これは、団塊世代の方々が年金を請求する年齢に達したことにより老齢厚生年金の裁定件数が平成18年度より約3割増加したことや年金記録問題への対応の影響が要因と考えられます。

給付種別	裁定件数	加入状況の再確認を要する場合		加入状況の再確認を要しない場合	
		達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数
老齢基礎年金	156,519 件	91.0 %	45.2 日	53.5 %	34.1 日
老齢厚生年金	1,819,795 件	85.6 %	46.5 日	51.0 %	36.1 日
遺族基礎年金	3,707 件	85.1 %	47.7 日	45.0 %	38.6 日
遺族厚生年金	277,478 件	81.5 %	47.5 日	63.6 %	32.7 日
障害基礎年金	60,243 件	84.6 %	68.6 日	—	
障害厚生年金	28,755 件	72.4 %	101.3 日		

※ 障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑になっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響しているものと考えられます。

(2) 健康保険給付関係

健康保険給付関係にかかる平成19年度のサービススタンダード達成状況は、80%から90%後半の達成率となっております。

給付種別	決定件数	達成率	平均所要日数
傷病手当金	875,491 件	91.2 %	18.4 日
出産手当金	109,201 件	88.3 %	18.5 日
出産育児一時金	89,679 件	96.3 %	16.8 日
家族出産育児一時金	214,798 件	96.2 %	16.8 日
埋葬料(費)	36,732 件	84.8 %	19.0 日
家族埋葬料	79,980 件	90.1 %	17.9 日

※ 達成率が低い給付については、書類不備等による請求者への返戻に日数を要していることが影響しているものと考えられます。

4. サービススタンダードの達成率向上への取組み

これまで、申請書類の見直し、事務処理の標準化の推進、事務処理サイクルの見直しなどを通じ、サービス提供までの所要日数を短縮する取組みを進めてまいりました。

今後も、現場における効率的な取組事例について、そのノウハウや具体的な実施例を全国で共有するなど、引き続き達成率向上へ向けた施策を図っていくこととしています。

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

年金記録の正確性の問題

- 1) 過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2) 厚生年金の標準報酬等を事実に反して遡及訂正した事案
- 3) 本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
 - 1) 「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録が出た方(平成19年12月～3月)
 - 2) 「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明
 - ※ 住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
 - 1) インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
 - 2) 全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)
 - 月間平均処理件数 4,000件超
 - 処理済み件数 約28,000件(対受付数39%)(9月末)

① 「ねんきん特別便」

これまでの取組

- 昨年12月から本年10月末までに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただいております、このうち約4,500万人(9月末現在)から回答をいただきました。
- 「ねんきん特別便」の周知・広報、相談体制の充実。

今後の方向

- 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底。
 - ・ 全ての受給者から回答をいただくことを目指し、20年度中に集中的に取り組む。
 - ・ 加入者についても、できる限り多くの方から回答をいただき、21年度からの「ねんきん定期便」の取組につなぐ。

② 未統合記録の解明

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に約5,000万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は約750万件に増加、今後解明を進める記録は約1,400万件まで減少。

今後の方向

- 引き続き、お申し出いただいた旧姓を活用した調査などの解明作業を、20年度中に集中的・計画的に実施する。

③ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

これまでの取組

- 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳(マイクロフィルムを含む)として保管されている。
 - ① 国民年金の特殊台帳 0.3億件 → 20年度中にコンピュータ記録との突合せを実施
 - ② 国民年金の被保険者名簿(市町村保管) 1.4億件 → 20年度は国への移管の準備
 - ③ 厚生年金の被保険者名簿・原票 6.8億件
→ サンプル調査の結果、コンピュータ記録との不一致は約1.4%

今後の方向

- 全ての受給者・加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施し、コンピュータ記録の正確性を確保する。
- 全国に散らばって保管されている紙台帳を電子画像で取り込み、個人単位で集約した上で、簡単に検索できる「電子画像データ検索システム」の構築に向けて、本年度から準備を進め、21年度に整備し、突合せ作業を効率的に実施できるようにする。

④ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額又は資格喪失を遡及して訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。(本年10月7日現在、66件)
事業主による事実と異なる届出に基づくもののほか、社会保険事務所職員が事業主の虚偽の届出に一定の関与を行っているのではないかとの指摘がある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(本年9月9日公表)
※ ただし、現段階で組織的関与があったことは確認されていない。

今後の方向

- 徹底的に事実関係の調査を行った上で、被害者の救済を最優先としつつ、関与した職員の厳正な対処や、今後の再発防止を徹底することを基本方針として対応する。
(事実関係の調査については、法曹関係者など第三者からなる大臣直属の調査委員会を10月6日に設置。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万人)について、10月16日に、社会保険事務所職員が対象者への訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施する。
- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。
(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)

年金記録の管理の現状（イメージ）

現存者 1億人

受給権者 3千万人
被保険者 7千万人



基礎年金番号で管理

年金手帳の記号番号で管理
(基礎年金番号以外の番号で管理)

コンピュータで管理
されている加入記録
(総数約3億件)

国民年金:1億3900万件
厚生年金:1億5600万件

基礎年金番号を付番されていない
共済過去記録(181万件)は各共
済組合で管理

記録数：2億5千万件

※一つの番号で記録を管理
※死亡した者の記録を含む

記録数：5千万件

※基礎年金番号導入（H9. 1）
前と同様に各制度に記録を管理

1430万（旧厚年台帳）
36万（船保旧台帳）

記録数：8億5千万件

国民年金

<社会保険事務所>

国民年金被保険者の特殊台帳
国民年金被保険者の普通台帳（内容確認、補正の上ほとんど破棄）
約3,300万件（紙、マイクロフィルム）
国民年金被保険者名簿（市町村から社会保険事務所に移管し、保管）
約180万件（紙、マイクロフィルム、磁気媒体）

<市町村>

被保険者名簿（一部保管なし）
約13,500万件（紙、マイクロフィルム、磁気媒体）

厚生年金保険

<社会保険事務所>

厚生年金の被保険者名簿・原票
約64,400万件（紙、マイクロフィルム）
船員保険の被保険者名簿
約1,400万件（紙、マイクロフィルム）

<社会保険庁>

厚生年金被保険者台帳（旧台帳）
※マイクロフィルムで管理している台帳 約1,800万件
※紙で管理している台帳 約1,200万件

年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

1 年金記録の名寄せ

- (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ【19年12月～20年3月を目途】
- (2) 「1430万件」・「36万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ(あわせて結果の通知)【20年5月までを目途】

2 すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

- (1) 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ【19年12月～20年3月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
 - ① 既に年金を受け取られている方【20年4～5月を目途】
 - ② 今後年金を受け取る予定の方【20年6～10月を目途】

3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
- ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
- ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

4 「年金記録確認第三者委員会」(総務省)における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19年7月中を目途に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19年7月以降随時】

6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23年度中を目途】
- ② 1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23年度中を目途】

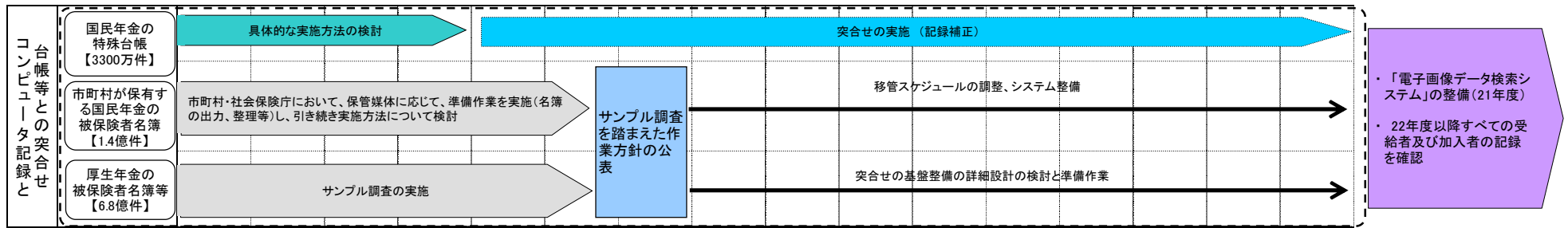
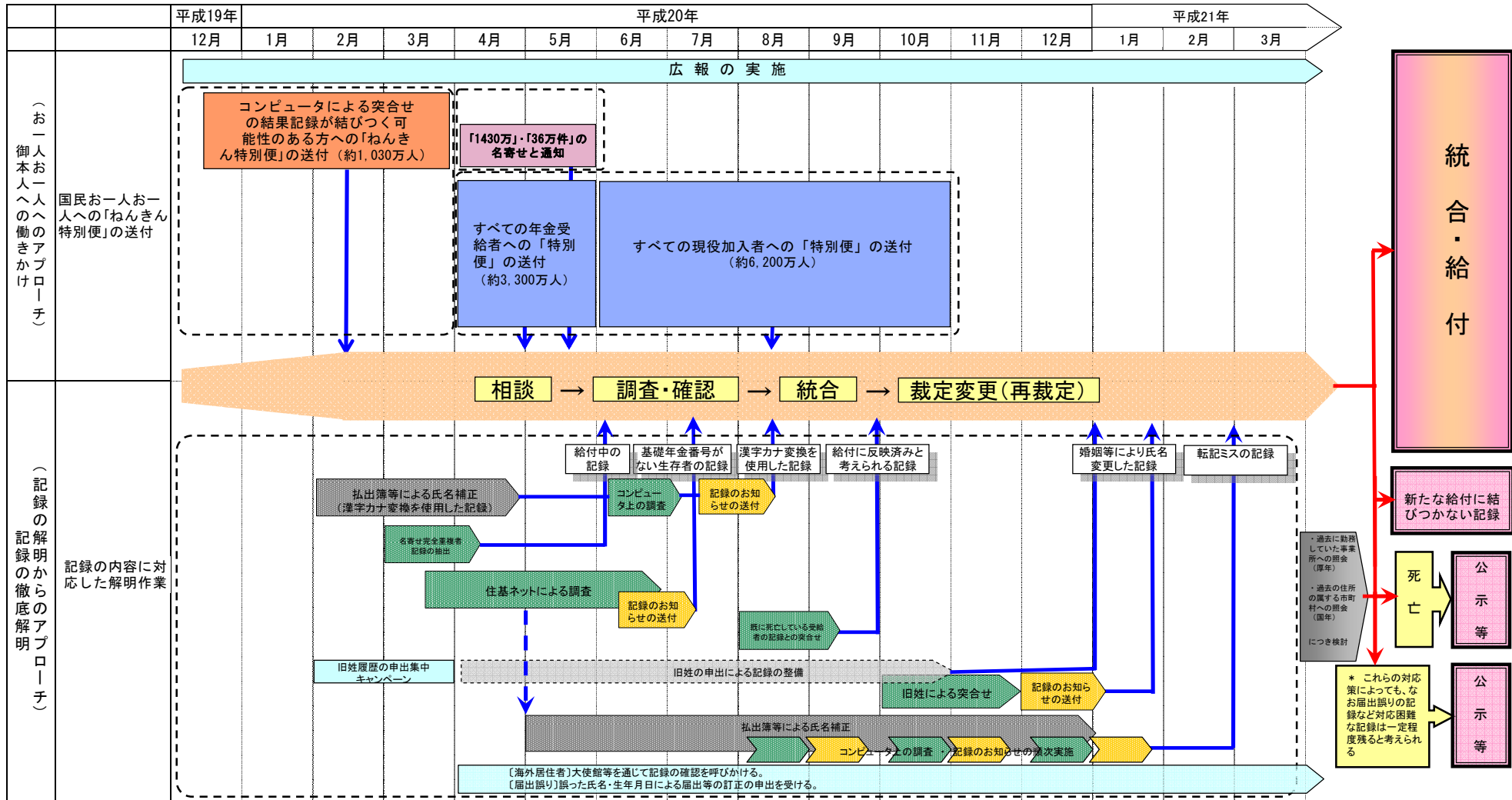
7 「年金記録問題検証委員会」(総務省)による検証【19年7月に中間発表】

年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)の設置(総務省)

年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。
【19年7月中を目途に設置】

「5000万件」の年金記録等への対応について（イメージ）



「年金記録問題への対応の今後の道筋」の主なポイント

これまでの取組

平成20年度(7月～)

平成21年度～

基礎年金番号に統合されていない記録の統合

年金記録の正確性の点検

Ⅱ 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の継続

- 「ねんきん特別便」と並行し、集中的・計画的に実施。
 - ・漢字カナ変換記録について、調査のための補正作業を完了
 - ・住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」の特定
- 引き続き、20年度中に集中的・計画的に実施。
 - ・漢字カナ変換記録のコンピュータ上の調査による持ち主である可能性がある方の特定
 - ・旧姓履歴データによる「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」の特定 など
- なお本人特定ができなかった記録等について、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所（厚生年金）や過去の住所の所属する市町村（国民年金）への照会を通じ、解明・統合を進める（今後検討）。

Ⅰ 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

- 3月までに受給者・加入者1030万人に、5月までに受給者3396万人に「ねんきん特別便」を送付完了。
- 名寄せ特別便について、結び付く可能性のある記録に関する相談時の具体的情報の提供、分かりやすい資料の同封、電話・訪問による「フォローアップ照会(入念照会)」等を実施。
- 電話・窓口相談体制の拡充、土日開庁日の拡充、市町村・事業主・労働組合・社労士等の御協力を得た相談等を実施。
- 「受給者特別便実施円滑化推進会議」、「加入者特別便実施円滑化推進会議」等を設置。
- 政府を挙げた周知・広報の実施。
- 受給者については、未回答の方への「回答のお願い」の送付、「フォローアップ照会」の拡大実施など、20年度中に対応。
- 加入者については、事業所経由での送付、「名寄せ特別便」未回答の方への「回答のお願い」の送付などの対応を推進。
- 引き続き、必要に応じた土日開庁日の拡充、市町村等の協力を得た相談等を実施。
- 引き続き、関係団体等の御協力の下、取組を推進。
- 高齢者等のイベントや特別養護老人ホーム等への巡回、サラリーマン・自営業者・専業主婦等への回答の呼びかけなど、きめ細やかな取組を地域ごとに展開。
- 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、20年度中に集中的に取り組む。
- 加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。
- すべての加入者に「ねんきん定期便」を送付。
 - ・「ねんきん特別便」の未回答者等に対しては、注意喚起の文書等を同封
- 「社会保障カード」(仮称)の導入に向けた検討。
- 紙台帳の画像データ検索システムの構築。(20年度から準備を進め、21年度に整備)

Ⅲ 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

- インターネットによる年金記録照会サービスを実施。
- 同サービスを受給者に拡大。

Ⅳ コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

- 実効的・効率的に進めるため、サンプル調査等を実施。
- 国民年金特殊台帳について、20年度中に記録の突合せを計画的に実施。
- 電子画像データ検索システムを整備した上で、全ての受給者及び加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施。

Ⅵ 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

- 第三者委員会あっせん事案等の調査を実施。

Ⅴ 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 体制強化、委員会送付前の処理促進等により、審議の迅速化を図る。

未統合記録の全体像〔平成20年9月9日公表〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、751万件【19年12月公表版より9か月で441万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、260万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1588万件【19年12月公表版より348万件増加】
- 今後解明を進める記録等「7」は、1415万件【19年12月公表版より1030万件減少】
- 住基ネットの活用等により、429万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月11日公表		平成20年6月27日公表		平成20年9月9日公表		増減 (12月→9月)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	2,134	41.9%	2,339	45.9%	789	
① 死亡の届出がされている記録	360	7.1%	448	8.8%	567	11.1%	207	・解明作業の進展による増
② 死亡一時金を受給している記録	190	3.7%	194	3.8%	194	3.8%	4	
③ ①②と同一人の可能性が高い記録、国内最高齢超の記録	60	1.2%	60	1.2%	60	1.2%	0	
④ 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録	110	2.2%	147	2.9%	147	2.9%	37	
⑤ 既に死亡している受給者の記録との突合せで該当した記録			47	0.9%	52	1.0%	52	・住基ネット調査（7割→10割実施）に伴う増
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録					114	2.2%	114	
① 脱退手当金等を受給した記録	460	9.0%	585	11.5%	582	11.4%	122	・解明作業の進展による増
② 既に給付等に反映していると考えられる記録	210	4.1%	231	4.5%	229	4.5%	19	
③ 納付期間のない記録	160	3.1%	168	3.3%	168	3.3%	8	
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	90	1.8%	186	3.7%	185	3.6%	95	
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	420	8.2%	482	9.5%	439	8.6%	19	・解明作業の進展による増 （6月→9月は記録の統合等の進展による減）
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、3月までにねんきん特別便を送付した記録（「4」に計上されたものを除く）	310	6.1%	619	12.1%	751	14.7%	441	・ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
① 年金受給者との名寄せ	1,100	21.6%	1,027	20.2%	912	17.9%	-260	・記録の統合が進んだことによる減 （※名寄せは1,172万件が最終結果のため、「増減」欄は1,172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	300	5.9%	279	5.5%	247	4.8%	-87	
6 解明作業が進展中の記録			316	6.2%	429	8.4%	429	・解明作業の進展に伴う増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			118	2.3%	115	2.3%	115	・このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録21万件について、「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			198	3.9%	314	6.2%	314	・このうち年金受給要件を満たしている記録3万件について、「記録確認のお知らせ」を送付
7 今後解明を進める記録等	2,445	48.0%	1,618	31.8%	1,415	27.8%	-1030	・解明作業及び記録の統合が進んだことによる減
・死亡していると考えられる者の記録	1975	38.8%	1614	31.7%	1412	27.7%	-563	
・婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録								
・過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミス								
・海外居住者								
・届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録等	470	9.2%	4	0.1%	3	0.1%	-467	
・氏名等の調査を継続している記録								
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

- 平成19年12月11日公表は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 平成20年6月27日公表は、平成20年5月19日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び住基ネットによる調査結果は6月13日時点）をベースに作成
- 平成20年9月9日公表は、平成20年8月8日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は8月29日時点、住基ネットによる調査結果は7月11日時点）をベースに作成

3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況（平成20年9月30日現在）

発 送			回 答			
発送日	年金受給者	現役加入者				
19年 12月17日 25, 26日	約30万人 約18万人		【未到達】			合 計
			年金受給者	現役加入者	—	
			12月28日時点(受給者) 3月3日時点(加入者)	約0.1万人(0.3%)	約3.1万人(2.5%)	—
			9月30日現在	約0.7万人(0.2%)	約53.6万人(7.3%)	約54.3万人(5.3%)
20年 1月9日 16日 23, 24日 30日 2月6日 13日 20日 27日 3月5日 12日 19日 21日	約12万人 約13万人 約30万人 約5万人 約20万人 約40万人 約40万人 約24万人 約56万人 約12万人	約35万人 約89万人 約168万人 約213万人 約224万人	【未回答】			合 計
			年金受給者	現役加入者	—	
			12月28日時点(受給者) 3月3日時点(加入者)	約38万人(78.9%)	約116万人(93.4%)	—
			9月30日現在	約52万人(17.3%)	約270万人(37.0%)	約322万人(31.2%)
	計 約300万人	計 約730万人	【回 答】			
			年金受給者	現役加入者	合 計	
			12/28 時点(受) 3/3 時点(加)	約10万人 (20.8%)	約5万人 (4.1%)	—
			9/30 現在	約248万人 (82.5%)	約407万人 (55.7%)	約655万人 (63.5%)
						【訂正あり】
				年金受給者	現役加入者	合 計
			12/28 時点(受) 3/3 時点(加)	約1.6万人 <15.7%>	約3.4万人 <67.6%>	—
			9/30 現在	約102万人 <41.1%>	約293万人 <72.0%>	約395万人 <60.3%>
						【訂正なし】
				年金受給者	現役加入者	合 計
			12/28 時点(受) 3/3 時点(加)	約8.4万人 <84.3%>	約1.6万人 <32.4%>	—
			9/30 現在	約146万人 <58.9%>	約114万人 <28.0%>	約260万人 <39.7%>

※ 回答状況の上段は、年金受給者は12月28日時点、現役加入者は3月3日時点の状況。

※ ()内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。< >内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの回答件数に対する割合。

(注) 1月末までの発送分約108万人については、3月28日に再送付。3月19日発送分のうち、出力誤りのあった約2万人分については3月28日に再送付。

4月から10月までに送付する「ねんきん特別便」の状況（平成20年9月30日現在）

発 送			回 答				
発送月	年金受給者	現役加入者					
20年			【未到達】	年金受給者	現役加入者	合 計	
4月～5月	約3,395万人			約16万人(0.5%)	約101万人(2.3%)	約117万人(1.5%)	
6月～9月 (9/30まで)		約4,386万人	【未回答】	年金受給者	現役加入者	合 計	
発送済計 (9/30まで)	<u>約3,395万人</u>	<u>約4,386万人</u>		約868万人(25.6%)	約2,909万人(66.3%)	約3,778万人(48.6%)	
今後発送 予定 (10月末まで)		約2,062万人	【回 答】	年金受給者	現役加入者	合 計	
				約2,511万人 (74.0%)	約1,375万人 (31.4%)	約3,887万人 (50.0%)	
合 計	<u>約3,395万人</u>	<u>約6,448万人</u>			【訂正あり】	年金受給者	
					現役加入者	合 計	
					約229万人 <9.1%>	約108万人 <7.8%>	約337万人 <8.7%>
						【訂正なし】	年金受給者
					約2,282万人 <90.9%>	約1,268万人 <92.2%>	約3,550万人 <91.3%>

※（ ）内の％は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。< >内の％は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの回答件数に対する割合。

ねんきん定期便の概要について

被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報をご被保険者に分かりやすく通知し、ご確認をいただく。

- 送付対象の方 国民年金、厚生年金の被保険者
- 実施時期 平成21年4月～
- 送付周期 毎年誕生月に送付

通知する内容

(1) 21年度

- ①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）
- ②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には、「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。なお、既に年金受給中（全額停止中も含む）の方には年金見込額は通知しません。
- ③保険料の納付額（被保険者負担分累計）
- ④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等）
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）

(2) 22年度以降

- ・ 上記①～③について、更新し通知する。また、上記⑤及び⑥について、直近一年分を通知する。
- ・ 節目年齢時（35歳、45歳、58歳）の方々に対しては、21年度と同内容を更新して通知する。

紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ（イメージ）

I これまでの取組

① 国民年金の特殊台帳	3,300万件	→	20年度中に突合せ実施
② 国民年金の被保険者名簿 (市町村保管)	1.4億件	→	20年度は国への移管の準備
③ 厚生年金の被保険者名簿・原票	6.8億件	→	サンプル調査の結果等を踏まえて取り組む
合計	8.5億件		

II サンプル調査の結果と取組の方向

① 紙台帳等とオンライン記録の不一致は約1.4%

② 紙台帳等とオンライン記録との不一致点は、各種の関係資料の照合や最終的には本人確認により対処する必要がある

③ 一人の方の記録が全国の複数の社会保険事務所・市町村に散らばって保管されている
→ 現在のままでは、突合せが非効率

⑤ 作業量が膨大

④ 古い紙記録の劣化対策も必要

効率的な記録検索を可能とするシステムの整備

III 作業スケジュール

平成21年度

紙台帳の「電子画像データ検索システム」の整備

- ・ 複数の社会保険事務所に分散して保管されている記録の個人単位での集約化
- ・ 劣化が進む紙記録の電子化

- ① 効率的な突合せ作業のための基盤整備
- ② 国民が年金記録をいつでも簡便に確認できる仕組みの構築
- ③ 年金記録の将来にわたる適切な保管

平成22・23年度

受給者・加入者からの申出分について実施
(集中受付期間)

申出のない受給者分

平成24年

申出のない加入者分

- ・ 名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、慎重に作業(他の書類の確認等)を行う
- ・ 最終的には御本人に確認
- ・ 申出のない記録については、不一致率の高い記録から着手するなど順次実施

電子画像データ検索システムのイメージ

山田 太郎

検索システム

電子画像データベース

紙台帳・マイクロフィルム等

基礎年金番号 5150-123456

厚生年金(A社保)

東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

厚生年金(B社保)

西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

国民年金(C社保)

3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

国民年金(D市町村)

5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

基礎年金番号をキーに検索・集約

基礎年金番号
5150-123456
(統合済手番)
3203-234567
2103-456789
3150-345678
5150-123456

厚生年金被保険者名簿

東あいう-300
東あいう-124
東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

厚生年金被保険者名簿

西はひふ-10
西はひふ-3
西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

国民年金特殊台帳

3150-756310
3150-756151
3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

市町村国民年金名簿

5150-852325
5150-756124
5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

A社会保険事務所
厚生年金被保険者名簿

東あいう-300
東あいう-124
東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

B社会保険事務所
厚生年金被保険者名簿

西はひふ-10
西はひふ-3
西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

C社会保険事務所
国民年金特殊台帳

3150-756310
3150-756151
3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

D市町村
市町村国民年金名簿

5150-852325
5150-756124
5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

画像ファイル化
検索キーとして年金手帳記号番号を入力

※基礎年金番号をキーに個人単位に集約

※サーバーに収録

※社会保険事務所、市町村ごとに保管

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について

1. 調査結果

- 遡及して資格喪失させたことは事実在即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあった事案 1件
- 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる事案 1件
- 事実と反する処理であることを職員が知っていたかどうか明らかにならなかった事案 ... 15件

※1 調査した17事案の経緯

- ① 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った事案 : 16件
- ② 事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と反して遡及訂正をしたと証言をしている事案 : 1件

※2 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った16件については、あっせんのとおりに申立人の記録を訂正済みである。

※3 標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて、届出されている報酬額を遡及して引き下げることは適正な処理。一方、報酬額は変わっていないのに、実態と反し、遡って報酬額を引き下げることを、事務所職員が示唆したか、知っていた場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題となる。

2. 今回の調査対象事案への対応

- (1) 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる1件の事案に関し、当該職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で、関係職員に対して厳正に対処する。
- (2) 今回の調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行う。

(平成20年9月9日発表)

調査結果を踏まえた対応

1. 上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施

- (1) 今回の調査対象事案以外に第三者委員会であっせんが行われた事案(平成20年10月20日現在52件)について調査を行う。
- (2) 外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案(平成20年1月末時点で160件程度)に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- (3) 元社会保険庁職員から、組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言があった件について、事実関係の調査を行う。

2. 記録を抽出した上での調査

○ 調査方針

上記の調査等を踏まえ、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施する。

○ 具体的取り組み

第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録として、下記の3つの条件の全てに該当する記録(約6万9千件)を抽出し、うち厚生年金受給者(およそ2万件)については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認及びそれに基づく調査を行うこととしたところ。

また、3条件のそれぞれに該当する件数の単純合計の延べ約144万件(上記戸別訪問の対象者を除く)については、下記3-(3)及び4-(2)の記録送付の際に、年金受給者や現役加入者への注意喚起を行う文書を同封する。

※ 3つの条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及し標準報酬月額が引き下げられている。

3. 年金受給者による記録確認

- (1) 年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談を呼びかけるとともに、平成20年度中に、インターネットによる年金記録照会(標準報酬月額も閲覧可)を開始する。
 - (2) 平成19年12月から年金受給者に送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (3) さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)～(3)については、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

4. 現役加入者による記録確認

- (1) 平成20年2月から現役加入者に対して送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (2) 平成21年4月から、現役加入者に「ねんきん定期便」(標準報酬月額の情報を含む)を送付し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)及び(2)については、現役加入者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

5. 再発防止の徹底

- (1) 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類(賃金台帳、法人登記簿等)の添付を徹底。
- (2) 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
- (3) 一定の遡及訂正処理に係る届書について、社会保険事務局が事前チェックを行う体制を整備。
- (4) 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。
- (5) 適用・徴収関係書類の管理の在り方について、業務の性格等に応じた見直しを検討。